

○伊豆市婚活支援補助金交付要綱

制定 令和5年3月29日告示第52号
改正 令和5年5月12日告示第98号
改正 令和5年8月31日告示第151号
改正 令和6年7月1日告示第98号

伊豆市婚活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する者のA Iを活用したマッチング等の婚活を支援し、もって未婚化及び少子化の改善を図るため、静岡県との連携事業であるふじのくに出会いサポートセンター（以下「センター」という。）への会員登録を行った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この告示による補助を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 令和5年4月1日以後にセンターに会員登録した者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていない者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、センターの利用登録料の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、国、県又は民間団体から補助金等を受けている場合は、センターの利用登録料の額から当該補助金等を控除した額に4分の3を乗じて得た額とする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊豆市婚活支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) センターの利用登録料を納入した際に発行される領収書の写し又はそれに代わるもの
- (2) 前条ただし書の補助金等を受けている場合、当該補助金等の額がわかるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、センターの利用登録料を支払った日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

3 補助金の請求に係る日付は、第1項の申請書兼請求書を市が受け付けた日をもって該当請求日とする。

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、伊豆市婚活支援補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定又は交付を受けた後、第3条ただし書に規定する補助金等を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金交付の決定及び確定を取り消した場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者が、その後別に補助金等を受けた場合は、速やかに伊豆市婚活支援補助金返還届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 別に補助金等を受けている場合、補助額がわかるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期限)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その同日までに行われた第4条の規定による申請については同日後もなおその効力を有する。

3 この告示の失効前にした行為に対する補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する後日もなおその効力を有する。